

鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、総務部（各総合事務所生活環境局及び東部建築住宅事務所を含む。）が発注する建設工事のうち、請負者が原則として自社のみによる施工（以下「自社施工」という。）を必要とするもの（以下「対象工事」という。）について、適正な施工を確保するため必要な事項を定める。

(自社施工等)

第2条 この要領において「自社施工」とは、別表第1欄に掲げる発注工種の区分に応じ、同表第2欄に掲げる部分（次条第1項各号に掲げる部分を除く。以下「対象部分」という。）を施工する間、別表第1欄に掲げる発注工種の区分に応じ、同表第4欄に掲げる自社保有の技術者又は作業員等（鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書様式第9号に記載し、登録されたもの（所定の手続を経て変更されている場合にあつては、当該変更後のもの（対象工事の入札方式を、制限付一般競争入札とするものにあつては開札日の前日までに変更されているものに限る。））（以下「自社保有技術者等」という。))のうち、当該対象工事の対象部分に従事予定の者として第5条の規定により様式第1号（以下「自社施工体制通知書」という。）に記載した者（第6条本文の規定により訂正を指示されたものにあつては、訂正後のものをいう。以下「従事技術者等」という。）以外の者を対象部分の施工現場に従事させていないことをいう。ただし、適期施工等のため発注機関がやむを得ないと認めたものについては、この限りでない。

(対象工事)

第3条 対象工事は、別表第1欄に掲げる発注工種に係る建設工事であつて、その請負金額が50万円以上のものとする。ただし、当該建設工事の中に次に掲げる部分が含まれる場合、当該部分は自社施工の対象外とするものとする。

- (1) 対象工事に対象工事以外の工事（以下「対象外工事」という。）に係る対象部分が含まれる場合における当該対象外工事の対象部分
- (2) 対象工事に対象部分以外の工事部分が含まれる場合における当該工事部分
- (3) 対象部分に係る請負対象設計金額（対象部分以外の工事部分が含まれる場合は、当該工事部分に係る請負対象設計金額を除く。）が別表第3欄の対象金額を超える場合におけるその超える請負対象設計金額の工事部分
- (4) 別表第7欄に記載する軽作業に該当する部分
- (5) 施工場所、施工規模、施工難易度の条件等により自社保有技術者等での施工が困難であると認められる工事部分

2 前項第1号の規定にかかわらず、対象外工事の対象部分も自社施工の対象とすることにより適正施工が見込まれるときは、当該対象外工事の対象部分も自社施工の対象とすることができる。

(発注手続)

第4条 発注機関は対象工事を発注するときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 調達公告に対象工事であることのほか、必要な事項をあらかじめ調達公告等に記載すること。
- (2) 現場説明書等に対象部分を明示すること。

(施工体制の事前通知)

第5条 対象工事の請負者は、次の各号に掲げる書類を原則としてそれぞれの現場着手の日の1週間前までに発注機関の長に提出するものとする。

- (1) 従事技術者等及び対象部分の施工予定時期等を記載した自社施工体制通知書（様式第1号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、第3条第1項各号の規定により自社施工の対象外とされた部分（以下「対象外部分」という。）が含まれるときは、当該対象外部分を示した図面等

(施工体制の事前確認)

第6条 発注機関は、前条各号の規定により提出された書類について、対象部分の現場着手までに次の各号

に掲げる事項を確認するものとする。この場合において、不適切な部分が認められた場合は、請負者に訂正を指示し、改めて提出させるものとする。

- (1) 自社施工体制通知書に記載された従事技術者等が、自社保有技術者等に含まれていること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、対象工事の入札参加申請書類に配置技術者等として記載した者がある場合において、当該配置技術者等が従事技術者等とされていること。
- (3) 第3条第1項第2号の対象外部分がある場合において、当該対象外部分を除いた対象工事の請負代金相当額が別表第3欄に掲げる対象金額と照らして妥当であること。

(施工体制の現地確認)

第7条 監督員は、対象部分の施工期間中、工事現場で別表第5欄の確認時期に第2条に定める条件を満たしているかどうかの現地確認を同表第6欄のとおり行うものとする。

- 2 前項の規定による現地確認は、総括監督員、主任監督員、一般監督員（以下「監督員等」という。）のうち1名以上により抜き打ちで行うものとする。
- 3 第1項の規定による現地確認に加え、施工現場実態調査員は、必要に応じ、営繕課、各総合事務所生活環境局建築住宅課又は東部建築住宅事務所の職員と同行し、原則として2名以上により現地確認を抜き打ちで行うものとする。
- 4 第1項又は前項の規定による現地確認で、不正又は不適切な事例が疑われる場合は、次の各号に定めるところにより指示等を行うものとする。
 - (1) 第1項の規定による現地確認においては、監督員等が請負者に対し、直ちに従事技術者等を当該工事現場に配置すること等を指示するものとし、前項の規定による現地確認においては、施工現場実態調査員等が監督員等に報告し、監督員等を通じて請負者へ同様の指示を行うものとする。
 - (2) 前号の指示後、監督員等又は施工現場実態調査員は第1項又は前項に定めるところにより再度現地確認を行うものとし、違反が認められたときは、発注機関の長は、請負者に対し是正するよう文書指導するとともに鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱（平成20年5月1日付第200700191955号鳥取県県土整備部長通知。以下「資格停止要綱」という。）に基づき県土整備部長に対し当該違反内容に係る報告を行うものとする。
- 5 第1項及び第3項の規定による現地確認の結果については、自社施工状況確認票（様式第2号）を作成するとともに、必要に応じ現地確認の状況を写真等に記録しておくものとする。この場合において、当該写真等が資格停止等の根拠となるため、事実を客観的に記載し、及び記録しておくものとする。

(現場体制での減点)

第8条 前条第4項第2号の規定による文書指導又は資格停止措置を行ったときは、鳥取県総務部建設工事総合評価競争入札実施要領（平成20年4月21日付第200800007845号鳥取県総務部長通知）及び鳥取県建設工事指名競争入札指名業者選定要綱（平成19年8月15日付第200700076882号鳥取県県土整備部長通知）の規定に基づき減点する。

(施工体制の事後変更)

- 第9条 発注機関の長は、請負者から従事技術者等の病気等により配置出来ない旨の申出があり、やむを得ないと認めたときは変更を認めるものとし、自社施工体制（変更）通知書（様式第1号）を提出させるものとする。
- 2 前項の規定により変更を認めた後、第7条第1項又は第3項の現地確認等により、不正又は不適切な事例が判明した場合は、資格停止要綱に基づき県土整備部長に対し、当該違反内容に係る報告を行うものとする。

(従事技術者等の兼務)

第10条 請負者は、対象部分の施工に当たり、原則として別表第4欄の自社保有技術者等の役職を兼務させることができる。

(施行期日)

1 この要領は、平成21年7月28日から施行し、平成21年9月1日以降に調達公告を行う対象工事から適用する。

(総務部自社施工監督要領の廃止)

2 総務部自社施工監督要領（平成16年9月14日付管財第513号鳥取県総務部長通知）は、平成21年7月28日限り廃止する。

(経過措置)

3 平成21年9月1日以前に調達公告を行った対象工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年11月10日から施行し、平成22年12月1日以降に調達公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成25年9月2日から施行し、平成25年10月1日以降に調達公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年3月31日決裁日から施行し、平成28年4月1日以降に調達公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和2年3月3日決裁日から施行し、令和2年4月1日以降に調達公告を行う対象工事から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日以降に調達公告を行う対象工事から適用する。

別表

発注工種	対象部分	対象金額	自社保有技術者等	確認時期	確認頻度	備考
塗装一般	建築塗装	600 万円	①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③建築塗装作業技能士（一級又は二級） ④①～③以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）（※1）	塗装時（上・中上塗のうちいずれか1層）	1 回以上	第2条第1項の規定にかかわらず、軽作業については自社保有技術者以外の者の従事を認める。（※2）
畳工事	対象工事全て	200 万円	①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③畳製作・畳工 ④畳製作技能士（一級又は二級） ⑤①～④以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）（※1）	工場での畳製作時	〃	〃
防水工事	アスファルト防水工事 塗膜防水工事 シート防水工事 シーリング工事	600 万円	対象部分に係る請負金額 250 万円未満 ①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③防水施工技能士（一級又は二級） ④①～③以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）（※1） 対象部分に係る請負金額 250 万円以上 600 万円以下 ①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③防水施工技能士（一級） ④①～③以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）（※1）	防水層、シーリングの施工時	〃	〃
造園工事	対象工事全て	250 万円	①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③造園技能士 ④①～③以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）（※1）	主たる工事の施工時	1 回以上	第2条第1項の規定にかかわらず、軽作業については自社保有技術者以外の者の従事を認める。（※2）

発注工種	対象部分	対象金額	自社保有技術者等	確認時期	確認頻度	備考
屋根工事、 板金工事	金属板屋根工事、建築 板金工事	-	対象部分に係る請負金額 250 万円未満(※3) ①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③①～②以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）(※1)	金属板屋根、 建築板金の 施工時	〃	〃
			対象部分に係る請負金額 250 万円以上 600 万円未満 ①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③建築板金技能士（内外装板金作業）（一級又は二級） ④①～③以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）(※1)			
			対象部分に係る請負金額 600 万円以上 ①主任（監理）技術者 ②現場代理人 ③建築板金技能士（内外装板金作業）（一級） ④①～③以外の技術者又は作業員（必要な場合のみ）(※1)			

※1 第4欄の「(必要な場合のみ)」とは、請負者が工事の施工に際し独自に必要と認めた場合又は増員技術者の配置等発注機関が必要と認め、調達公告又は現場説明書等において条件を明記した場合を意味する。

※2 第7欄に記載する「軽作業」とは、人力による軽易な作業であって次に掲げるものをいう。

- (1) 軽易な清掃又は後片付け
- (2) 現場内の軽易な小運搬
- (3) 準備測量、出来高管理等又は品質管理のための試験等の手伝い
- (4) 仮設物、安全施設等の小物の設置又は撤去
- (5) その他、人力による軽易な補助作業

※3 250 万円未満の工事についても、難易度が高い工事は自社が保有する技能士（一級または二級）の配置を指定する場合がある。

(様式第1号)

自社施工体制(変更)通知書

令和 年 月 日

(発注機関の長) 様

下記工事について、下記の従事技術者等により自社施工を行いますので、鳥取県総務部自社施工対象工事適正実施要領(平成21年7月28日付第200900072121号鳥取県総務部長通知)第5条(第9条)の規定に基づき提出します。

請負者 所在地

商号又は名称



代表者氏名

記

工事名				行政庁記入欄 (現地確認)	
工事場所					
工期					
発注工種					
対象部分					
対象部分	施工予定時期				
	請負代金相当額				
対象外部分(有る場合のみ)					
従事技術者等	役職	写真番号	氏名		

- 注) 1 「役職」欄には、別表第4欄「自社保有技術者等」に記載されている○○技術者、○○運転手等それぞれの従事技術者等が担当するすべての役職の名称を記載すること。
- 2 「写真番号」欄には、鳥取県建設工事入札参加資格審査申請書様式第10号又は様式第12号の写真対照番号を記載すること。(「写真番号」欄は発注工種が造園工事、塗装工事、畳工事のみ記載)
- 3 資格者証の写し等確認書類の添付は不要。
- 4 JV施工の場合は、構成員毎に別葉で記載し、代表者がまとめて提出すること。

(様式第2号)

自社施工状況確認票 (/)

(課)

工事名	
工事場所	
工期	
施工業者	
発注工種	
対象部分の 工事内容	

確認年月日		確認欄	
確認者 職氏名			
〃			
対象部分の従事者数		人	人
自社施工の確認 *第2条、第10条に規定する条件を満たしている場合は、「○」とする。			
特記事項			

別添資料：当該対象工事の様式第2号の写し、確認状況写真、対象部分又は対象外部分を示した図面等

確認状況写真（不正又は不適切な行為が疑われる場合のみ）

参考
(様式)

不正行為等報告書

第 号

県土整備部長様

このことについて、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止措置要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日

主管部長、総務課長、各地方機関の長

記

不正行為等事項	不正行為の概要			
	該当基準			
	関係工事名等			
	発注者		工期	
	発生年月日		発生場所	
関係業者等建設業者	元請業者等	商号又は名称	代表者氏名	
		所在地		
		参加資格有無	格付等級	
業者等	下請業者等	商号又は名称	代表者氏名	
		所在地		
		参加資格有無	格付等級	

(不正行為の内容)

(注) 1 新聞情報、その他参考資料添付

2 資格停止等の基準項目により適宜本様式に準じて作成してよいこと。